清代贖刑制度に関する初歩的考察:捐贖・納贖に焦点を当てて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 正人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/46915

清代贖刑制度に関する初歩的考察

――捐贖・納贖に焦点を当てて

中　村　正　人

１．はじめに
２．清代における捐贖の起源とその後の展開について
(1) 順治から康熙期の捐贖――清代捐贖制度前史
(2) 雍正期以降の捐贖――捐贖制度の本格的実施
３．捐贖と納贖との関係について
４．おわりに――今後の課題

１．はじめに

清代の贖刑には、律例上に規定が存在するものとして、「納贖」「収贖」「贖罪」の 3 種類があることが夙に知られている。

これらの内納贖については、『大清律例』(1) 巻 4・名例律・五刑条附載の贖刑条には、「無力は律に依りて決配し、有力は律に照して納贖せしむ」とあるが、この説明では納贖がいかなるものであるかは分からない。『光緒会典』に納贖に関して「軍民人の公罪を犯した者および生員以上（進士以下）で笞杖の軽罪を犯した者に対して用いられるもの」(2) との説明があり、こちらの方が納贖の内容をより容易に理解することができよう。しかしながら、この『光緒会典』による納贖の定義は、清代後半期以降において当てはまるものであり、第 3 章で述べるように、納贖とは、本来は（少なくとも規定上は）雑犯死罪以下の罪についてあらゆる身分の者を対象として適用される贖刑であった。

一方、律例上に規定は存在しないものの、清代には「捐贖」なる贖刑が存在していた (3)。捐贖がいかなるものであるかについては、公式な定義等の類は存在しないが、『大清律例通考』の著者である呉壇は、律例中に捐贖に関する

規定が存在しないことから、外省に制度が必ずしも周知徹底されておらず、そのために処理に齟齬が生じる虞があるとして、前述の贖刑条に掲げられている3種の贖刑の後に捐贖を追加した上で、以下のような注を付することを提言している。

> 旗民・官弁・士庶を論ぜず、凡そ律が納贖・収贖するを准(ゆる)さざるの人の、其の情罪を核(しら)べるに尚お軽くして常赦原(ゆる)さざる所にはあらざる者は、例に照して捐贖せしむ[(4)]。

この呉壇が提唱する注が捐贖の内容を的確に示していると思われるが、これによると、捐贖もまた納贖と同様に、あらゆる身分の者に対して基本的に真犯死罪を除くすべての罪に適用され得るものであった。そうなると、清代には納贖と捐贖という、適用対象がよく似た2種類の贖刑が並存していたことになるが、両者の関係はどのようであったのかが疑問点として浮かび上がってくる。

先の呉壇の定義によれば、捐贖は「律が納贖・収贖するを准さざるの人」に対して用いられるものとされている。この内、収贖については、老人・年少者・障碍者・天文生・婦人等の犯罪者および過失殺傷犯[(5)]というように、もともと対象者が限定されているために、捐贖と内容的に競合する虞れは少ないし、納贖についても、清代後半期のように「軍民人の公罪を犯した者および生員以上進士以下で笞杖の軽罪を犯した者」に限って用いられるのであれば、基本的に捐贖との競合関係は問題とはならないが、納贖の適用対象がそのように限定される以前においては、両者の使い分けが問題となるのは必定である。果たして呉壇が言う「律が納贖……するを准さざる」とはどのような場合なのか、この疑問が本稿執筆の出発点となっている。

清代の捐贖あるいは納贖については、その存在に言及している文献は数多く存在するものの、正面から取り上げて論じたものはあまりない。比較的紙幅を割いて詳しく論じている研究として以下の2点をあげることができる。まず1

つは、張溯崇『清代刑法研究』（華岡出版部、1974 年、以下『刑法研究』と称する）である。本書はそのタイトルからも分かるように、清代の刑法制度全般について記述している概説書であり、その中の 1 項目として贖刑について論じているに過ぎない。したがって、贖刑全体で 14 頁程度、捐贖と納贖に限って言えばわずか数頁の記述であり、捐贖・納贖に関して論じ尽くされているとは必ずしも言えない状況である。もう 1 つは、陳臬編著『清律贖刑論』（私家版、1975 年、以下『贖刑論』と称する）である。本書はその名が示すとおり清代の贖刑に関する専論ではあるが、紙幅の大部分は「収贖」に関する記述に費やされており、また捐贖や納贖に関する記述は合わせて 10 数頁程度と、『刑法研究』よりは多いものの、分量増加の原因の大半は、典拠史料の引用等といった記述の詳細化に負うところが大きく、実質的に得られる情報量としては『刑法研究』とそれほど大きく異なるわけではなく、したがって本書に関しても捐贖・納贖について十分に論じられているとは必ずしも言い難い。

以上のような状況を踏まえた上で本稿は、先行研究の欠をいささかでも補うべく、これまで十分には論じられてこなかった捐贖の概要や納贖との関係に関する問題について、現時点で明らかにし得る情報をまとめ、将来の考察に資せしむることを目的として執筆されたものである。なお本稿では、いくつかの論点に対して筆者の見解を論じている部分はあるものの、基本的には研究ノートとして情報の整理に主眼が置かれており、それ故に先に述べた捐贖と納贖との競合に関する問題についても、本稿において特に何らかの結論が得られているわけではない。この点あらかじめご了承願いたい。

２．清代における捐贖の起源とその後の展開について

(1) 順治から康熙期の捐贖――清代捐贖制度前史

清代の捐贖の起源に関しては、概ね以下の 3 つの説が提示されている。すなわち、「順治 18（1661）年開始説」「康熙・雍正年間開始説」「乾隆初年開始説」の 3 つである。

「順治 18 年開始説」は、順治 18 年の「官員認工贖罪例」の制定 (6) を以て清朝における捐贖の始まりとする説である。『清史稿』刑法志 (7) の他に、『刑法研究』および『贖刑論』といった先行研究においても提唱されているものである (8)。

「康熙・雍正年間開始説」は『大清律例通考』および『読例存疑』が唱えている説であり、清代の捐贖は「康熙年間の営田例及び雍正元年の西安駝例」に始まるとしている (9)。但し、「康熙年間の営田例」「雍正元年の西安駝例」ともに詳細が不明であるばかりではなく、「康熙年間の営田例」に至っては、管見の限りでは、その存在自体を裏付ける傍証史料の類も一切見当たらない(「雍正元年の西安駝例」については、『清史稿』にもその名が見える (10) が、内容についての言及はない)。

また、「乾隆初年開始説」は『皇朝続文献通考』に見られるもので、同書の巻 255・刑考 14・贖刑の冒頭の総序の中に「乾隆初年より、新疆の軍務浩繁にして、餉項足らざるに因り、始めて定めて捐贖の法あり」とある。ただ、この「乾隆初年に捐贖の法が定められた」とする『皇朝続文献通考』の記述は、清代における捐贖の起源について述べたものではなく、後に述べる如く、いわゆる「捐贖の制度化」の事実を指しているのではないかと思われる。もしその推測が正しければ、清代における捐贖の始まりの時期は、「順治 18 年」または「康熙・雍正年間」のいずれかに求められることになろう。

もっとも、『大清律例通考』や『読例存疑』の記述には大きな疑問が存在する。先に述べたように、「康熙年間の営田例」なる規定は、現時点ではこれらの文献以外にはその存在を確認することができない。その一方で両書はともに、雍正 5 年制定の「営田例」については一切言及していない。この「雍正 5 年の営田例」は、後に示すとおり、清一代を通じての捐贖に関する定例となった雍正 12 年制定の「預籌糧運捐贖事例」における、四品官以下の捐贖額を決定する基礎となった例であり、「預籌糧運捐贖事例」の直接的な淵源ともいえる重要な規定の一つであった（もう一つの直接的な淵源規定が「雍正元年の西

安駝例」である)。そのような重要な例の制定について一言も言及がなされていないというのは、いかにも不自然な話である。

ここに至ってある一つの可能性が浮かび上がってくる。すなわちそれは、『大清律例通考』や『読例存疑』がいう「康熙年間の営田例」とは、実は「雍正5年の営田例」のことであり、『大清律例通考』がその制定年代を「康熙年間」であると誤って表記し、それをそのまま『読例存疑』が継承したという可能性のことである。このように考えれば、『大清律例通考』の「現行の捐贖の例(すなわち「預籌糧運捐贖事例」)は、康熙年間の営田例(実際には「雍正5年の営田例」)及び雍正元年の西安駝例に肇(はじ)まる」という記述も、正に「預籌糧運捐贖事例」の成立過程を述べた文章としてすんなりと理解することができよう。

以上述べたことは、現時点ではあくまでも推測の域を出ないが、もしそれが正しいとすれば、『大清律例通考』や『読例存疑』の記述は、単に「預籌糧運捐贖事例」の成立過程を述べているに過ぎず、したがってそれらは必ずしも清代の捐贖制度の淵源そのものについて言及しているわけではなく、それ故に清代の捐贖制度の始まりという点に関して言えば、諸先学が指摘しているように順治18年の「官員認工贖罪例」に求めるべきではないかというのが現時点での筆者の見解である[(11)]。

「官員認工贖罪例」自体は、康熙2(1663)年に対象を官員のみから軍民人(一般の平民)にも拡大するよう改正された後、康熙6(1667)年に、捐贖の制度がかえって良民を苦しめる虞れがあるとする、左都御史尼満による上奏を契機として効力が停止された[(12)]。その後しばらくは特段の動きは見られなかったが、康熙30(1691)年前後を境として、捐贖に関する定例が頻繁に制定されるようになった。これらは特に康熙30年代頃の10年間に集中しており、康熙29(1690)年の「辺口輸米贖罪例」[(13)]、30年の「軍流人犯捐贖例」[(14)]を皮切りに、「修理辺墻捐納贖罪例」[(15)](康熙33(1694)年制定)「通倉運米捐贖例」[(16)](康熙34(1695)年制定)「捐馬駝贖罪」[(17)](同前)「河工捐贖

例」[18]（康熙 38（1699）年以前制定）「永定河工捐贖例」[19]（康熙 39（1700）年制定）「福建開捐事例」[20]（康熙 52（1713）年制定）「河工捐贖例」[21]（康熙 60（1721）年制定）といった捐贖に関する定例がこの時期に次々と制定された。なお、主要な捐贖例については、以下に表形式で内容をまとめておいたので、あわせて参照されたい。

表１　康熙 29 年辺口輸米贖罪例／康熙 30 年軍流人犯捐贖例

	三品以上堂官・兼堂官職銜	在外二品・三品文職官員	道府官	在内四品堂官・司官	在外の同知通判・知州・知県・参将・遊撃	筆帖式・佐弐・雑職・守備・千総・文武進士・挙人・監生人等（州同・県丞・守備・千総・各項雑職文武官員・進士・挙人・監生人等）	生員・平人
死　罪	捐米10000石	捐米7000石	捐米2500石	捐米1500石	捐米1500石	捐米500石	捐米250石
軍流罪	捐米3300石	捐米2300石	捐米800石	捐米500石		捐米150石	捐米80石

表２　康熙 33 年修理辺墻捐納贖罪例

流三千里	流二千五百里	流二千里	徒五年	徒五年以下
納銀540両	納銀450両	納銀360両	納銀50両	年を按じて銀数を逓減（徒一年当たり納銀10両？）

表３　康熙 34 年通倉運米捐贖例

	在外道府	在内司官	在外同知通判・知州・知県・参将・遊撃	筆帖式・州同・県丞・守備・千総・雑職等官・進士・挙人・監生	生員
死　罪	運米550石	運米350石	運米350石	運米100石	運米55石
流　罪	運米40石				
徒　罪	運米30石				

表４　康熙 38 年以前河工捐贖例／康熙 39 年永定河工捐贖例

	康熙38年以前 河工捐贖例		康熙39年　永定河工捐贖例		
	死　罪	流　罪	死　罪	軍流罪	徒　罪
三品以上	捐工500丈	捐工200丈	捐銀3300両	捐銀1320両	捐銀660両
五品以上	捐工80丈	捐工40丈	捐銀528両	捐銀264両	捐銀198両
九品以上	捐工60丈	捐工30丈	捐銀396両	捐銀198両	捐銀132両
庶　民	捐工20丈	捐工10丈	捐銀132両	捐銀66両	捐銀33両

この順治から康熙期にかけて実施された捐贖は、短期間で廃止の諭旨が出されたり(22)、最初から期限付きで実施されたり(23)、あるいは所期の目的の達成とともに自動的に廃止されたり(24)等、臨時的な性格の強いものであり、ある程度継続性のある制度としての運用は想定されていなかったように思われる(25)。また、規定内容に目を向けると、「通倉運米捐贖例」以前の例において特に顕著であるが、捐贖額を決定する際に参照される犯人の身分の分け方が、後の時期に制定される例と比較して非常に雑然としている等あまり洗練されているとは言い難い面がある。この時期の捐贖規定は、未だ発展途上の段階にあったと言えるのではなかろうか。

(2) 雍正期以降の捐贖――捐贖制度の本格的実施

雍正帝が即位して間もない雍正 2（1724）年に一旦は捐贖の制度が廃止された(26)ものの、その 3 年後の雍正 5（1727）年には、再び「営田贖罪事例（営田例）」なる捐贖例が実施された(27)。同規定は雍正 9（1731）年に一度改正が行われている(28)。表 5 は、雍正 5 年の原例と雍正 9 年の改定例の内容を一覧表にした上で、前出の「永定河工捐贖例」と比較対照しやすいように並べたものである。一見して明らかなように、「永定河工捐贖例」と「営田例」では、捐贖額を決定する基準となる身分の区切り方が異なっている。すなわち前者は、三品官以上、五品官以上、九品官以上とそれ以下という、周代の「卿」「大夫」「士」「庶」の身分制度に由来する伝統的な区分法に従っているが、後者では、それぞれ四品官・六品官・進士挙人・監貢生員のところで線引きが行

われており、前者とは異なる原理に基づく区分が行われている。このように、雍正期を境にして捐贖制度における身分の区切りが変化した理由については、現時点では不明とせざるを得ないが、恐らくは当時の官僚制度の実情に即する形で合理的な区分方法に変更された結果なのであろうと推測される。

表５　永定河工捐贖例と営田贖罪事例との比較

	康熙39年　永定河工捐贖例			雍正5年　営田贖罪事例			雍正9年　営田贖罪事例（改正後）			
	死罪	軍流罪	徒罪	死罪	軍流罪	徒罪	死罪	軍流罪	徒罪	
一品官	銀3300両	銀1320両	銀660両							一品官
二品官										二品官
三品官				営田40頃	営田16頃	営田8頃	営田50頃	営田30頃	営田20頃	三品官
四品官	銀528両	銀264両	銀198両							四品官
五品官				営田30頃	営田12頃	営田6頃	営田40頃	営田24頃	営田16頃	五品官
六品官	銀396両	銀198両	銀132両							六品官
七品官				営田15頃	営田6頃	営田3頃	営田25頃	営田15頃	営田10頃	七品官
八品官										八品官
九品官										九品官
進士挙人	銀132両	銀66両	銀33両							進士挙人
監貢生				営田10頃	営田4頃	営田2頃	営田20頃	営田12頃	営田8頃	監貢生
生員										生員
平人				営田8頃	営田3.2頃	営田1.6頃	営田12頃	営田7.2頃	営田4.8頃	平人

雍正朝末期に当たる雍正 12（1734）年に清朝の捐贖制度にとって一つの画期が訪れる。それは「預籌糧運捐贖事例」[29] が制定されたことである。その内容は以下に引用するとおりである。

> 凡そ旗民を論ぜず、罪、斬絞に擬せられ、常赦原（ゆる）さざるに非ずば、三品以上の官は〔西安駝例に照して〕捐銀一万二千両、四品官は〔営田例に照して〕捐銀五千両、五・六品官は〔営田例に照して〕捐銀四千両、七品以下・進士・挙人は〔営田例に照して〕捐銀二千五百両、貢・監生は〔営田例に照して〕捐銀二千両、平人は〔営田例に照して〕捐銀一千二百両とし、倶に其の罪を免ずるを准す。其れ軍流の罪犯は、各おの十分の四を減じ、三品以上の官は捐銀七千二百両、四品官は捐銀三千両、五・六品官は捐銀二千四百両、七品以下・進士・挙人は捐銀一千五百両、貢・監生は捐

銀一千二百両、平人は七百二十両とし、倶に其の罪を免ずるを准す。徒罪以下は各おの十分の六を減じ、三品以上の官は捐銀四千八百両、四品官は捐銀二千両、五・六品官は捐銀一千六百両、七品以下・進士・挙人は捐銀一千両、貢・監生は捐銀八百両、平人は四百八十両とし、倶に其の罪を免ずるを准す。凡そ罪人并びに妻子の、奉天・寧古塔・船廠・打牲烏喇・伯都訥・齊齊哈爾・黒龍江・墨爾根・三姓地方に発遣せらるるは、十悪・強盗・光棍等の犯は捐免するを准さざるを除くの外、其の余の発遣の罪犯、一・二品官は捐銀六千両、三・四品官は捐銀四千八百両、五・六品官は捐銀三千六百両、七品以下・進士・挙人は捐銀二千四百両、貢・監生は捐銀一千二百両、無禄人は捐銀六百両とし、其の本身及び妻子・家属の回籍するを准す。如し本犯已に死し、其の子孫の冊内に名あり、并びに家口の彼の処に存留せば、捐銀を酌議し、各おの十分の六を減じ、其の妻子・家属の回籍するを准す。其れ軍流徒罪の已に発遣するを経る者は、流犯は捐銀六百両、徒犯は捐銀四百八十両とし、其の罪を免じて回籍するを准す。倶に例に照して旨を請う[30]。

本事例は内容上大きく前後 2 つの部分に分かれる。前半部分は、死罪（斬絞罪）・軍流罪・徒罪以下（笞・杖刑等を含む）について、刑の執行前に捐贖を行う場合の額を定めたものである。規定によれば、これらの捐贖額は、三品以上の官に関しては「西安駝例」に依拠して、また四品官以下の各身分の者に関しては「営田例」に依拠して決められたとしている。三品以上の官の捐贖額が実際に「西安駝例」に基づいているか否かについては、前述の如く「西安駝例」の内容が不明であるため確認できないものの、四品官以下の身分については、「営田例」（より正確には雍正 9 年改正の「営田例」）に規定されている額を「1 頃＝銀 100 両」で換算すれば、「預籌糧運捐贖事例」に定める捐贖額と完全に一致するため、確かにこの事例が「営田例」に基づいて制定されていることが確認できる。

一方後半部分は、発遣刑の場合および既に流刑や徒刑を執行され配所に至った後に捐贖する場合の額を定めたものである。ここで注意すべきは、発遣刑の囚人に対する捐贖額は、斬絞罪等に対する捐贖額の身分区分と異なるのみならず、「永定河工捐贖例」等の康熙朝後半期に制定された捐贖例の身分区分とも異なる独自の区分が用いられていることである。さらに、既に配所に送られた流罪・徒罪の囚に対する捐贖額が、身分を問わず一律にそれぞれ銀600両・銀480両となっており、前段の執行前の捐贖に関する規定と比べて、身分間の実質的平等の確保に関してあまり考慮が払われていない印象を受ける[(31)]。なお、前段部分の規定内容を表6に、後段部分の規定内容を表7にまとめておいたので、あわせて参照されたい。

表6　預籌糧運捐贖事例

刑　罰	三品以上	四品官	五・六品官	七品以下 進士・挙人	貢・監生	平人
斬絞罪	銀12000両	銀5000両	銀4000両	銀2500両	銀2000両	銀1200両
軍流罪	銀7200両	銀3000両	銀2400両	銀1500両	銀1200両	銀720両
徒罪以下	銀4800両	銀2000両	銀1600両	銀1000両	銀800両	銀480両

表7　既に刑が執行された後の捐贖の場合

刑　罰	一・二品官	三・四品官	五・六品官	七品以下 進士・挙人	貢・監生	無禄人
発　遣	銀6000両	銀4800両	銀3600両	銀2400両	銀1200両	銀600両
流罪已遣	銀600両					
徒罪已遣	銀480両					

乾隆元（1736）年になって、清朝の捐贖制度にとって2度目の画期が訪れる。それは、乾隆帝による以下のような諭旨が発せられたことである。

> 又た諭して曰く、劉於義奏すらく、許啓盛・董仲は倶に常赦原(ゆる)さざるところに非ざれば、著して其の贖罪するを准さんと。朕、前に官爵、名器に関

するあり、仕途宜しく冒濫すべからざるに因り、是を以て旨を降して捐納を停止す。贖罪の一条に至りては、原より古人の「金を贖刑と作す」の義に係る。況や内に在りては部臣より奏請し、外に在りては督撫より奏請し、皆な情罪を斟酌し、原すべき者ありて、方(まさ)に納贖するを准すに属すれば、其の事尚お行うべきに属す。嗣後贖罪の一条を将(もっ)て、仍お旧例に照して弁理せよ(32)。

この諭旨の最後の部分にある「旧例」とは、雍正 12 年の「預籌糧運捐贖事例」を指すが、この諭旨によって乾隆帝が「預籌糧運捐贖事例」の継続実施を認めたことにより、同事例がこれ以降捐贖に関する定例として定着し、その結果清朝において捐贖が一定程度の永続性を有する制度として確立するに至ったのである。先にも述べたとおり、『皇朝続文献通考』が「乾隆初年に捐贖の法が定められた」としているのは、この乾隆元年の諭旨によって捐贖が制度化された事実を指しているものと思われる。

ちなみに、この諭旨の中で「納贖」「贖罪」といった言葉が用いられているが、これらは贖刑の一種別としてのいわゆる「納贖」「贖罪」のことではなく、単に「贖を納む」「罪を贖う」といった一般的な意味で用いられており、実質的には「捐贖」を指している。そのように言える根拠として、以下の 2 点を指摘することができる。

第 1 に、本諭旨において、「贖罪の一条に至りては云々」の一節に先立って、「朕、前に官爵、名器に関するあり、仕途宜しく冒濫すべからざるに因り、是を以て旨を降して捐納を停止せしむ」と、捐納制度の停止について言及している点である。捐納制度とは、財物を朝廷に献納することにより官員の身分を得られる制度のことであるが、朝廷に財物を納付することによって何らかの利益を得るという点で捐贖制度と相通じるものがある。すなわち本諭旨において、一見何の関係もなさそうな捐納制度について言及している趣旨は、捐納制度は廃止したが、それとよく似た捐贖制度は継続することを宣言し、両者を

混同しないよう戒めることにあると思われ、それ故にここで述べている贖とはすなわち捐贖のことであると解せられるのである。

第2の根拠として以下の事実を指摘することができる。すなわち、東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵の『贖罪処底檔』なる書物があり、同書には捐贖に関する事務を取り扱う部署として刑部内に設けられた贖罪処が取り扱った、嘉慶9（1804）年から嘉慶12（1807）年および嘉慶15（1810）年から嘉慶18（1813）年までの案件が記録されている[33]が、それらの中で刑部から皇帝に対して捐贖の適用の可否を伺う上奏文において、上奏を行う根拠規定として最初に引用されているのが本諭旨である。このことからも、本諭旨が捐贖について定めたものであることが理解できる。

なお、張溯崇氏・陳臬氏ともに、捐贖の「制度化」（原文では「成制」）は、乾隆8（1743）年のこととしている。両氏ともその根拠については何も示していないが、恐らくは『大清律例通考』に引用されている、乾隆8年の湖北按察使石去浮による条奏を契機として発せられた通行[34]の内容をその史料的根拠としているのではないかと推測される。その内容は以下のとおりである。

> 乾隆八年三月に至り、湖北按察使石去浮の条奏するを経、又た刑部の復准するを経て、現行の預籌糧運事例を将(もっ)て、逐一開明し、通行して知照せしめ、贖罪するを願う者あらば、該督撫は一面具摺して旨を請い、一面戸・刑二部に咨報せしむ[35]。

ただ、私見によれば、本通行はあくまでも預籌糧運捐贖事例の内容を周知することによって、その確実な実施を各督撫に求めることを目的として出されたものと考えられ、この通行によって初めて預籌糧運捐贖事例が継続的な制度として承認されたとは考え難い。したがって捐贖の制度化自体に関しては、やはり乾隆元年の諭旨が決定的な役割を果たしたものと思われるため、清朝における捐贖の制度化は乾隆元年より始まると考えるのがより妥当ではなかろう

か[36]。

その後清朝の捐贖例（＝「預籌糧運捐贖事例」）は、乾隆 17（1752）年にそれまで徒罪と一緒にされていた笞杖罪の捐贖額を新たに設定したり[37]、また乾隆 23（1758）年に死罪に対する適用を停止する[38]等、部分的な修正は加えられたものの、光緒 29（1903）年に大幅な改定が行われる[39]までは、ほぼそのままの形で運用され続けた。ただし、『皇朝続文献通考』によれば、捐贖は乾隆朝における軍事費の増大に対処するため、暫定的に定められた制度であって、軍事上の必要性がなくなった後には廃止されるものであり、それ故に律例内に定例として規定されることもなく、また乾隆朝以降、嘉慶・道光・咸豊・同治の四朝においては、例外的な場合にのみ認められるに過ぎなかったとしており[40]、清代の後半期においては、捐贖制度はあまり頻繁に活用されるものではなかったことを示唆している[41]。清代後半期において捐贖制度がどの程度利用されていたのかを知る手がかりは現時点では必ずしも十分には得られていない[42]。今後の研究課題としたい。

表８　乾隆 17 年に追加された笞・杖罪の捐贖額

刑　罰	三品以上	四品官	五・六品官	七品以下 進士・挙人	貢・監生	平人
杖　罪	捐穀 2400 石 納銀 1200 両	捐穀 2000 石 納銀 1000 両	捐穀 1600 石 納銀 800 両	捐穀 1200 石 納銀 600 両	捐穀 400 石 納銀 200 両	捐穀 200 石 納銀 100 両
笞　罪	捐穀 1200 石 納銀 600 両	捐穀 1000 石 納銀 500 両	捐穀 800 石 納銀 400 両	捐穀 600 石 納銀 300 両	捐穀 200 石 納銀 100 両	捐穀 100 石 納銀 50 両

３．捐贖と納贖との関係について

「はじめに」で述べたように、清代には捐贖の他にも、納贖・収贖・贖罪等といった贖刑が存在していた。これらの内、適用される状況が限定されている収贖・贖罪については、基本的に捐贖との間に競合関係が発生することはないが、納贖については若干の問題がある。それは、納贖に関しては少なくとも清代のある時期までは、犯人の身分を問わず、また基本的に重大な死罪を除くす

べての罪において適用され得るという点において、捐贖と適用対象が重なっており、したがって両者の競合が問題となる可能性が存在したからである。

これも「はじめに」で指摘したが、『光緒会典』においては納贖は「軍民人の公罪を犯した者および生員以上（進士以下）で笞杖の軽罪を犯した者に対して用いられるもの」と説明されるが、厳密には、以下の 4 つのケースに用いられたとされている。

① 軍民人が公罪を犯した場合 (43)
② 僧道官や太常寺厨役等の特定の官吏が比較的軽微な罪を犯した場合 (44)
③ 進士・挙人・貢監生員等が笞杖の軽罪を犯した場合 (45)
④ 文武官員が革職された後に笞杖罪を犯した場合 (46)

しかしながら、清代全体を通じて常にこのように限定された状況においてのみ納贖が用いられていたわけではなく、納贖に関する条例の変遷を見る限り、清代初期にはもっと広範に納贖が適用されていた様子が窺える。納贖に関する条例は、清代最初の法典である順治律に既に存在している。その規定内容は以下のとおりである。

> 凡そ軍民諸色人役及び舎余・総小旗の審して有力なる者と、文武官吏・挙人・監生・生員・冠帯官・知印吏・承差・陰陽生・医生・老人・舎人とは、笞・杖・徒・流・雑犯死罪を分かたず、倶に運炭・運灰・運甎・納米・納料等の項もて贖罪せしむ。若し官吏人等、例として職役を革去せしむるに該たると、舎余・総小旗・軍民人役の審して無力なる者とは、笞・杖罪は的決し、徒・流・雑犯死罪は各おの做工・擺站・哨瞭・発充儀従せしめ、情重き者は煎塩・炒鉄せしむ。死罪は五年、流罪は四年、徒罪は徒の年限に照す。其れ在京の軍丁人等の差占するなき者と、例として的決し難きの人は、笞・杖も亦た做工せしむ (47)。

この条例は、明代萬暦年間の問刑条例にほぼ同一の規定が見られるため、明代の条例をほぼそのままの形で踏襲したものであると思われるが、軍民諸色人役や文武官吏等基本的にあらゆる身分の者に対し、真犯死罪を除くすべての罪について（財産上の負担能力がある限り）納贖することを認めている。ただし、本条例では運炭等の明代の贖罪方式がそのまま規定されているが、清代においてもその通りに実施されたか否かは不明である。

この納贖に関する条例は雍正 3（1725）年に以下のように改定された。

> 凡そ軍民諸色人役の審して有力なる者と、挙人・監生・生員・冠帯官・知印吏・承差・陰陽生・医生・老人・舎人とは、笞・杖・徒・流・雑犯死罪を分かたず、応に贖するを准すべきものは、倶に有力・稍有力の図内の数目に照し、銀に折して納贖せしむ。若し挙・監・生員人等の例として除名革役に該り、罪応に贖すべからざる者と、軍民人等の罪応に贖すべく、而れども審して無力なる者ならば、笞・杖・徒・流・雑犯死罪は、倶に律に照して的決発落す[48]。

この改定条例においては、「運炭」「納米」等の名目が廃止され、実態に即して銀納による支払いが明示されたこと[49]、および納贖が許されない場合や無力者の場合の処理方法が、做工等に変換しての執行から、律の規定どおりの通常の刑罰の執行へと変更が加えられた他に、「文武官吏」が条文内から削除されるという重大な規定変更が行われている。この官員が納贖の対象からはずされた背景には、罪を犯した官員に対する懲戒システムが変更されたことがある。すなわち、康熙 10（1671）年に罪を得た官員の処分に関して罰俸の制度が導入され[50]、さらにこれを受ける形で雍正律において、名例律の「文武官犯公罪条」および「文武官犯私罪条」が改正され、官員の犯罪については納贖ではなく、基本的に罰俸・降級・革職等で対応することとなった。そしてこの律の改正と連動して、上記の条例改定が行われたのである[51]。このとき同時

に制定された条例により、官員に対する納贖は、革職後の余罪や再犯等の場合にのみ用いられることとなった[52]。

この納贖に関する条例は、乾隆5（1740）年にも改正されている[53]が、そこでは雍正3年の条例に残っていた「老人、舎人」といった明代の旧制に基づく身分や、「知印吏・承差・陰陽生」といった衙役身分の者を条文から削除した以外は、特に目立った変化は見られなかった。しかしながら、嘉慶6（1801）年に再び大きな変化が訪れる。同年制定の条例は以下のように定めている。

> 凡そ進士・挙人・貢・監生及び一切の頂戴あるの官、笞・杖の軽罪を犯すことあらば、律に照して納贖せしむ。罪杖一百に止まる者は、咨参除名に分別し、徒・流以上は例に照して発配せしむ[54]。

一見して明らかなように、これまでのあらゆる身分の者に対して真犯死罪を除くすべての罪に対して適用されるという納贖のあり方とは全く異なり、進士等の準官員層が笞杖罪を犯した場合という極めて限定された状況に対してのみ適用されるものへと変化することになった。もっとも、雍正3年の段階で革職官員の余罪や再犯に対して納贖を適用する旨の条例が、また乾隆5年段階で僧道官や太常寺厨役等の軽微な犯罪行為に対して納贖を適用する旨の条例が個別に制定されていたため、最終的には本章の冒頭に示したような4つのケースにおいて（のみ）納贖が用いられるようになったわけである[55]。

ところで、上記嘉慶6年の条例の末尾に付された按語によると、この条例が制定された時点においては、すでに「軍民人」には納贖が許されておらず、律例の規定通りの処罰が行われていたとされている[56]。換言すれば、嘉慶6年に条例が制定されたことにより軍民人が納贖の対象から除外されて納贖の性格が大幅に変化したというわけではなく、それ以前の段階からすでに清代の納贖はその性格を大きく変えていたということである。

以上述べたように、もともと納贖は、明代の例贖（贖罪）や清代の捐贖と同様に、あらゆる身分の者に対して真犯死罪を除くすべての罪において適用される贖刑であったが、嘉慶6年以前のある時期から特定の身分・犯罪・刑罰についてのみ適用されるものへと変化した。そこで次に問題となるのは、そうした変化が具体的にいつ頃生じたのかという点である。このことは、本章の冒頭で提示した、納贖と捐贖の競合の問題と深く関わることになる。

この点に関して張溯崇氏や陳臬氏は、ともに「捐贖の制度化」が行われたとき（両氏の見解では乾隆8年、私見では乾隆元年）以降、従来は納贖が認められていた者も捐贖のみが認められるようになり、もはや納贖は許されなくなったのだとする見解を示している[(57)]。すなわち、乾隆期の初め頃に捐贖が制度化されたことにより、それまで納贖が果たしてきた役割の大部分を捐贖が代わりに担うようになり、その結果納贖の適用範囲は、上述の4類型のみに縮減されたとするのである。もし両氏の説くように、「捐贖の制度化」とともに、従来納贖が担ってきた役割を、捐贖がスムーズに引き継いだのだとすれば、両者の競合という問題は基本的に生じないことになろう。

ところが事はそう単純ではないように思われる。そもそも乾隆8年の制度化によって納贖が捐贖に取って代わられたとする主張に対して、張氏・陳氏ともに明確な根拠を示しておらず[(58)]、そればかりか、少なくとも乾隆8年以降も、上記4類型以外の場合に納贖が適用されていることを示す史料が存在するからである。例えば『刑案滙覧』には、乾隆50（1785）年の説帖として以下のような文書が掲載されている。

> 直隷司、査するに納贖例図内に開せる、有力の家の五徒及び総徒の各犯は、准贖銀数を載明す。其の流罪人犯有力の款項には、並びに何れの納贖と作(な)すかの文なし。其の故を推原するに、蓋し三等の流犯は、例内に「刑殺するに忍びず、之を遠方に流す」と載明すれば、是を以て図内に並びに納贖の例なからん。今減等して流に擬せらるるの三全は、特旨を奉じて減

等して納贖せしむるに係れば、該司、総徒の人犯の例を援照して弁理す。職等詳しく酌核を加うるに、流罪は満徒と較べて、止だ一等を加うるのみ。而して三流は同(とも)に一減と為せば、総徒四年の人犯が若し赦に遇わば、止だ一年を減去するのみ。且つ名例内に、「已に流して又た流を犯す者も、亦た総徒四年に止む」と。其れ流罪たると総徒四年の例とは、実に並行して悖らず。該司が三全を将(もっ)て総徒の人犯に照して贖銀二十両を准(みと)めたるの処は、歧誤なきに似たり[59]。

本説帖は、死罪を犯して流刑に減軽され納贖が認められた三全なる人物に関して、大清律例所載の「納贖諸例図」の納贖の項には流刑に対応する納贖額が定められていないため、流刑の折刑たる「総徒四年」の納贖額を適用した原擬の措置を妥当であると認めたものであるが、ここに示されている「納贖」が、贖刑の一種別としての正真正銘の「納贖」であることは、贖銀の額が「二十両」と明記されていることからも明らかである[60]。事案の詳細について不明な点も多いため断言することはできないが、本案件が乾隆 50 年の事案であることを考えると、張・陳両氏が言うように、乾隆 8 年を境に納贖が捐贖に取って代わられたとは単純に言えないことになるであろう[61]。

いずれにせよ、清代の納贖の実態を解明するための史料は、管見の限りでは非常に限られており、特に「軍民人」すなわち一般の平民に対していつ頃まで納贖が実効的に機能していたのか、そしてまたもし捐贖の制度化以後も納贖がなお平民に対して実効的に機能していたとすれば、納贖と捐贖がいかなる基準で使い分けられていたのか等といった問題に答えることは、現状では極めて困難である。今後の検討課題としたい。

4．おわりに――今後の課題

滋賀秀三氏は、明代の贖罪（例贖）について論じた文章の中で、「明代の贖罪制が清代にどのように継承されまたはされなかったかについては、今のとこ

ろ著者自身に成見もなく、学界の論議も見当たらない。将来の研究課題としておきたい」(62) と述べている。そして、恐らくはこれを受けてのことと思われるが、喜多三佳氏は清代の地方の現場においてしばしば用いられていた「罰金」こそが明代の贖罪の後継者であった可能性を指摘している(63)。喜多氏が言うように、清代の罰金も明代の贖罪の系譜を引くものの一つに数えられるであろうが、滋賀氏が提示した研究課題に取り組むためには、あらゆる身分の者に対して、また雑犯死罪も含めた広範な罪に対して適用されるという点で明代の例贖の性格を色濃く受け継いでいると思われる清代の捐贖・納贖の検討を避けて通ることはできない。

本稿では、捐贖制度の概要および捐贖との関連において納贖制度についても若干言及してきたが、「はじめに」でも述べたように、本稿はこれまでに筆者が調べ得た情報の整理を主たる目的とするものであり、現時点ではここで述べるべき何らかの結論めいたものを持ち合わせているわけではない。そこで本稿を終えるに当たり、滋賀氏が提示した「明代の贖罪制が清代にどのように継承されまたはされなかったか」という問題に対して解答を得るために、今後検討が必要となるであろう課題を示すことによってまとめに代えたい。

まず捐贖に関して言えば、この制度がどの程度実際に活用されたのか、その実態を明らかにする必要があろう。本文でも述べたように、『皇朝続文献通考』や『清国行政法』は、捐贖はあくまでも例外的な制度であり、あまり一般的に利用されるものではなかったことを示唆している。しかるに明代の例贖は、その全容が解明されたとは必ずしも言えない部分があるが、少なくとも『皇明条法事類纂』等の史料を通して見る限り、かなり一般的な制度であったとの印象を強く受ける。『皇朝続文献通考』や『清国行政法』が言うように、清代の捐贖が例外的にしか用いられないものであったとすれば、それが明代の例贖を継承する制度と位置づけることには躊躇せざるを得ない。清代（とりわけ乾隆朝以降）における捐贖の運用実態がどのようであったかを明らかにすることが、例贖の継承問題の解明にとって重要となるであろう。

一方納贖に関して言えば、条例の実効性、とりわけ「軍民人」(「平人」)に対する実効性の問題が重要である。規定の上から言えば、清代の納贖が明代の例贖を継承する存在であることは疑いない。しかしながら、清代の納贖が実効性を伴っていたか否かについては問題がある。すなわち、文武官員が康熙期のかなり早い段階より納贖の適用対象から除外されたのみならず、それ以外の身分の中で大多数を占める「軍民人」(「平人」)についても、果たしていつ頃まで納贖が適用されていたのか疑問が残るからである。納贖の適用対象から官員と軍民人が抜けてしまえば、納贖の規定はもはや具文と化すと言わざるを得ない。もし仮に清代のかなり早い時期から(極端な話順治3年の最初の条例が制定された段階から)実際には軍民人には納贖が適用されていなかったのだとすれば(そしてその可能性は大いにあり得る[(64)]のだが)、事実上明代の例贖は清代には継承されなかったということになるであろう。それ故に納贖制度の実効性の検証は、今後の重要な研究課題の一つであると言える。

以上の2点を今後の研究課題として指摘した上で、ひとまず本稿を終えることにしたい。

注

(1) 本稿では『大清律例』の版本として、『大清律例彙輯便覧』(台湾・成文出版社影印本、1975年)を使用する。本稿に引用する条例の番号も、同書に掲載されている順序にしたがっている。

(2)『光緒会典』巻56 − 10a「凡そ贖刑の制三。一に曰く納贖、……軍民の公罪を犯す者は准す。……生員以上、軽罪ならば則ち贖し、重罪ならば則ち否なり。……二に曰く収贖云々」。

(3)「捐贖」の他にも、清代には律例上に規定のない贖刑として「効力贖罪」や「立功贖罪」等も存在していたが、本稿ではそれらについては触れない。

(4)『大清律例通考』巻4・五刑条・第10条例文の按語参照。

(5)『大清律例』巻 4・名例律・天文生有犯条、同・工楽戸及婦人犯罪条、同・巻 5・名例律・老小廃疾収贖条、同・巻 36・刑律・戯殺誤殺過失殺傷人条参照。

(6)『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑「(順治) 十八年、……官員認工贖罪の例を定む。旧例、有罪の人城楼を修蓋せば、其の贖罪するを准す。是に至りて刑部題准し、官員が流徒・籍没等の罪を犯し、城楼を修造して営建し贖罪せんことを情願する者あらば、議奏して旨を請い定奪す」。なお、『光緒会典事例』巻 724 － 9a にも同様の記事が見られる。

(7)『清史稿』は、巻 143・刑法 2 において、「其れ捐贖の一項、順治十八年に官員犯流徒籍没認工贖罪例あり、康熙二十九年に死罪現監人犯輸米辺口贖罪例あり、三十年に軍流人犯捐贖例あり、三十四年に通倉運米捐贖例あり、三十九年に永定河工捐贖例あり、六十年に河工捐贖例あり」と述べて、清代の捐贖の沿革を順治 18 年の「官員認工贖罪例」から説き起こしている。

(8)『刑法研究』の中で張溯崇氏は、「また『清朝文献通考』の記載によると、清の捐贖は順治 18 年に起こり、捐贖の制度化は乾隆 8 年より始まる」(26 頁) と述べて、清代の捐贖の起源が順治 18 年の「官員認工贖罪例」に求められるとの見解を示している。また陳臬氏も『贖刑論』において、張溯崇氏とほぼ同様の見解を述べている。同書 132 頁参照。

(9)『大清律例通考』巻 4・五刑条・第 10 条例文の按語に「査するに、現行の捐贖の例は、康熙年間の営田例及び雍正元年の西安駝例に肇(はじ)まる」とあり、また『読例存疑』巻 1・贖刑条の按語に「再び此の例の外に、又た捐贖の例あり、贖罪と相い同じ。康熙年間の営田例及び雍正元年の西安駝例に始まる」とある。

(10)『清史稿』巻 143・刑法 2 に「西安駝捐は雍正元年より行われ、営田例は則ち五年に定むるところなり」とある。

(11) もっとも、『光緒会典事例』巻 724 の「歴年事例」によれば、天命 6

（1621）年の定として、「罪あるの人、城楼を修蓋せば、其の贖罪するを准す」とあることから、捐贖の起源そのものは入関以前の時期にまで遡ることができると思われる。

（12）『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑「（康熙）六年、認工贖罪の例を停む。是れより先、順治十八年に官員認工贖罪の例を定む。嗣いで康熙二年に刑部又た奏定し、軍民罪を犯し、認工贖罪を願う者あらば、工部に移咨し、査核して修建の工程を奏請せしむ。是に至り左都御史尼満奏すらく、犯人の家産籍没せらるれば、工費何れの所より従来せんや。挾詐逼勒して、良民を苦累するあるを恐るれば、嗣後応に停止せんことを請うべしと。之に従う」。

（13）同前「（康熙）二十九年、辺口輸米贖罪の例を定む。凡そ死罪の現監せらるる人犯は、十悪・強盗及び殺人の人犯を除くの外、米一・穀二もて其の死罪を捐輸するを聴す。如し内外三品以上の堂官と兼堂官の職銜の人ならば捐米一萬石、在外の実に二品・三品の文職官員に係らば捐米七千石、道府官ならば捐米二千五百石、在内四品の堂官及び司官ならば捐米一千五百石、在外の同知通判、知州・知県・参将・遊擊ならば捐米一千五百石、筆帖式・佐弐・雑職・守備・千総及び文武の進士・挙人・監生人等ならば捐米五百石、生員及び平人ならば捐米二百五十石、皆な死を免じて釈放す。再考・職候の缺人等は、伊等の品級に照して、其れをして捐納せしむ。凡そ死罪を捐贖するに、如し家産尽絶するに因り免追せられ、及び家産已に官に入るるを経る者あらば、捐納の数目各おの一半を減ず。此の例は一年を以て限と為し、三十年四月初一日に於て停止す。捐輸は具呈後三月を以て期と為し、期を逾ゆれば概ね准行せず」。

（14）同前「（康熙）三十年、復た軍流人犯捐贖例を定む。刑部、御史邵嗣堯の奏を議准し、死罪の重犯已に捐贖せしむれば、軍流の人犯も亦た応に捐するを准すべく、叛逆干連、並びに強盗及び殺人等の犯、内に死を免じて流犯に減等せらるるあらば、并びに山海関以外等の処に発遣安挿、

各直省安挿等犯と、俱に捐贖するを准さざるを除くの外、其の余の軍流等罪、内外三品以上の堂官及び兼堂官の職銜の人は捐米三千三百石、在外の実に二品・三品の文職官員は捐米二千三百石、道府官は捐米八百石、在内四品の堂官・司官及び在外の同知通判州県参遊は捐米五百石、其の州同・県丞・守備・千総・各項雑職文武官員・進士・挙人・監生人等は捐米一百五十石、生員・平人は捐米八十石、皆な米一穀二を以て計算し、其の罪を免ずるを准す。此の例も亦た一年を以て限と為し、次年四月初一日に於て停止す」。

(15) 同前「(康熙) 三十三年、修理辺墻捐納贖罪の例を定む。是れより先、西安等の処の捐納事例を部定するに、流犯が銀を納めて贖罪するあらば、照を給して籍に還すの条あり。是に至りて川省督臣仏倫奏すらく、秦省三辺墻垣を修理せんとするに、西安納贖弁公例に照せんことを請い、凡そ各省已に遣せる流犯は、死罪減等の犯を除くの外、其の已に三千里に流せらるる者は銀五百四十両を納めしめ、二千五百里に流せらるる者は銀四百五十両を納めしめ、二千里に流せらるる者は銀三百六十両を納めしめ、照を給して籍に還らしむ。其の已に遣せる徒罪五年の者は銀五十両を納めしめ、五年以下は年を按じて銀数を逓減し、其の駅に配するを免ず。部議するに応に請うところの如くすべし。之に従う。三十九年十一月に部議して停止す」。

(16) 同前「(康熙) 三十四年、通倉運米捐贖の例を定む。凡そ死罪、在外の道府は米五百五十石を運ばしめ、在内の司官は米三百五十石を運ばしめ、在外の同知通判・知州・知県・参将・遊撃は米三百五十石を運ばしめ、筆帖式・州同・県丞・守備・千総・雑職等の官・進士・挙人・監生は米一百石を運ばしめ、生員は米五十五石を運ばしめ、俱に死を免じて釈放す。考職・候缺人等は品級に照依して捐運せしむ。免死減等の人犯も亦た捐運するを准す。流犯は米四十石を運ばしめ、徒犯は米三十石を運ばしめ、俱に罪を免じて釈回せしむ」。

(17)『清聖祖実録』巻 168、康熙 34 年 9 月己丑条「議政大臣等会議すらく、凡そ軍行は馬駝を重しと為す。諸王・貝勒・貝子・公・大臣等の出征せざる者は、応に各おの馬駝を出だして資助すべし。再び直隷・山西・山東・河南各巡撫・文武大小官員に行文し、急公して馬駝を捐せんと願う者は、皆な例を定めて議叙し、罪人の内、急公するを願う者あらば、亦た其の馬駝を捐して罪を贖うを准すと。之に従う」。

(18)『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑「(康熙) 三十八年、河工捐贖の例を停む。是れより先、刑部、工部と会同して、河工捐贖の例を議准す。内外の十悪を除くの外、三品以上の死罪は捐工五百丈、流罪は捐工二百丈、五品以上の死罪は捐工八十丈、流罪は捐工四十丈、九品以上の死罪は捐工六十丈、流罪は捐工三十丈、庶民の死罪は捐工二十丈、流罪は捐工十丈、俱に罪を免じ、修完の日を以て始めと為し、保固すること三年。是に至りて旨を奉じて停止す」。

(19) 同前「(康熙) 三十九年、永定河工捐贖の例を定む。凡そ内外の、十悪及び重罪の原赦するを准さざるを除くの外、三品以上の死罪は捐銀三千三百両、軍流罪は捐銀一千三百二十両、徒罪は捐銀六百六十両、五品以上の死罪は捐銀五百二十八両、軍流罪は捐銀二百六十四両、徒罪は捐銀一百九十八両、九品以上の死罪は捐銀三百九十六両、軍流罪は捐銀一百九十八両、徒罪は捐銀一百三十二両、庶民の死罪は捐銀一百三十二両、軍流罪は捐銀六十六両、徒罪は捐銀三十三両、俱に修築完するの日を以て始めと為し、保固すること三年にして、其の罪を免ずるを准す」。

(20) 同前「(康熙) 五十二年、福建開捐事例を定む。軍流人犯、山海関外に発する者は捐納するを准さざるを除くの外、その余は已に発配すると未だ発配せざるとを論ぜず、捐穀五百石、徒犯は年限に拘らず、捐穀三百石、俱に罪を免じ、原籍に発回せしむ」。

(21) 同前「(康熙) 六十年、河工捐贖の例を定む。凡そ死罪にて監禁せらるるの人犯は、二十九年の「辺口捐輸贖罪例」に照して行う。凡そ軍流人

犯は捐駝五隻、徒罪人犯は捐駝四隻、倶に罪を免じて回籍するを准す。凡そ罪人并びに妻子の、奉天・寧古塔・船廠・打牲烏喇・白都訥・黒龍江・墨爾根・三姓地方に発遣せらるる者は、犯人の本身現在せば、捐免するを准さざるを除くの外、本身已に故する者、其の妻子家口の彼の処に存留するは、捐駝十二隻、其の回籍するを准す」。

(22) 前掲注（15）および注（18）引用史料参照。

(23) 前掲注（13）および注（14）引用史料参照。

(24)『清史稿』は、注（7）に引用した文言に続けて、「然れども皆な事竣りて停止す。其れ歴朝の沿用する者は、惟だ雍正十二年に戸部が刑部と会同し奏准せられたる『預籌運糧事例』のみ」と述べて、康熙期の捐贖例が所期の目的を達成した後には廃止されたことを示唆している。

(25)『贖刑論』もまた、「この 80 余年の間（乾隆 8 年の捐贖成制までの期間のこと――筆者注）にあって、清廷はしばしば捐贖の例を開いたが、ただこれらは倶に事項によってその都度作られたものであり、当該事項が目的を達成した後には、例はただちに廃止されたため、制度と称することはできない」（132 頁）と述べている。

(26)『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑「雍正二年、捐贖の例を停止す。是の時、諭を奉じたるに、『戸部と陝西の各案捐例を将て、即(ただ)ちに停止を行い、捐贖の条例は概ね行うを准さず』と」。

(27) 同前「（雍正）五年、営田贖罪の事例を定む。凡そ旗民を論ぜず、罪、斬・絞に擬せられ、常赦原(ゆる)さざるに非ざる者は、原任の三・四品官は営田四十頃、五・六品官は営田三十頃、七品以下・進士・挙人は営田十五頃、貢・監・生員は営田十頃、平人は営田八頃、其の罪を免ずるを准す。其れ軍流罪犯は各おの十分の六を減じ、徒罪以下は各おの十分の八を減じ、倶に罪を免ずるを准し、仍お檔案に記す。倘(も)し再び徒罪以下を犯す者あらば、前後通論し、重きに従いて罪を治す」。

(28) 同前「（雍正）九年、営田贖罪の事例を増定す。戸部奏准すらく、営田

の原例に照して四品官以下の死罪は、各おの十頃を酌加し、平人は四頃を酌加し、倶に罪を免ずるを准す。軍流罪犯の原例は各おの十分の六を減ずれども、今定めて十分の四を減ず。徒罪以下の原例は各おの十分の八を減ずれども、今定めて十分の六を減ず。再び、犯すところの軍流以下の罪、情重く法軽き者あらば、定むるところの数を按じ、再び十分の六を加え、其の罪を免ずるを准す」。

(29) 本事例の名称に関して、『清史稿』のみは「糧運」ではなく「運糧」と表記するが、本稿では大多数の史料で用いられている「預籌糧運捐贖事例」の名称に統一して用いる。

(30)『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑。なお、引用文中の〔　〕内は、『大清律例通考』『清史稿』等の記述により補った部分であることを示す。

(31) 例えば、流罪を犯した平人が刑の執行後に捐贖を求めても、銀 120 両減少するに過ぎないが、三品以上の官ならば、同様の条件で銀 6600 両減となり、支払う額が 10 分の 1 以下になる。

(32)『清高宗実録』巻 15・乾隆元年 3 月庚申条。

(33)『贖罪処底檔』の詳細については、別稿にて紹介する予定である。

(34) 本通行については、薛允升も「乾隆八年に刑部を経て各省に通行して案に在り」と、その存在に言及している。『読例存疑』巻 1、五刑条例 8 参照。

(35)『大清律例通考』巻 4・五刑条・第 10 条例文の按語内所引。

(36) ちなみに、『清国行政法』も「乾隆元年捐贖ノ例ニ依レハ云々」として、預籌糧運捐贖事例の規定内容を紹介しており、清朝の捐贖の制度化が乾隆元年に始まったことを示唆している。臨時台湾旧慣調査会編『清国行政法』(1911 年) 第 5 巻 188 頁参照。

(37)『皇朝文献通考』巻 209・刑考 15・贖刑「(乾隆) 十七年、笞杖捐贖の例を定む。是れより先、雍正十二年に奏准せられたる預籌糧運事例内に、

『徒罪以下、笞杖を犯す者あらば、貢・監生は捐銀八百両、平人は捐銀四百八十両とし、倶に其の罪を免ずるを准す』と載す。蓋し、律は杖笞等の罪、原(もと)より収贖・納贖の例ありと載するに因り、其の贖するを准さざるの人、その情罪を核(しら)べるに、尚お軽き者にして、始めてその捐贖するを准す。是を以て議して徒罪援罰の例に照し、多寡を分かたず、一例に弁理す。是に至り、西安布政使張若震、分別して酌減せんことを奏請す。刑部議覆し、如し貢・監生が杖罪を犯さば、捐穀四百石、納銀二百両、笞罪は捐穀二百石、納銀一百両とし、平人が杖罪を犯さば、捐穀二百石、納銀一百両、笞罪は捐穀一百石、納銀五十両とす。又た、凡そ官員が革職せらるるの後に余罪あらば、三品以上の杖罪を犯す者は捐穀二千四百石、納銀一千二百両、笞罪を犯す者は捐穀一千二百石、納銀六百両、四品官の杖罪を犯す者は捐穀二千石、納銀一千両、笞罪を犯す者は捐穀一千石、納銀五百両、五・六品官の杖罪を犯す者は捐穀一千六百石、納銀八百両、笞罪を犯す者は捐穀八百石、納銀四百両、七品以下の官及び進士・挙人の杖罪を犯す者は捐穀一千二百石、納銀六百両、笞罪を犯す者は捐穀六百石、納銀三百両とし、旨を得て允行す」。

(38)『清高宗実録』巻559・乾隆23年3月壬子条「緩決の重犯の捐贖の例を停止す。諭して曰く、刑部が議駁せる御史葉啓豊奏する所の、『斬絞捐贖の例は応に刪除するを請うべし』は、……該御史の言うところ、未だ嘗て是ならざるあらざれば、朕、該部の強詞奪理に附する能わざるなり。著して斬絞緩決各犯納贖の例を将(もっ)て、永く停止を行え。恩赦ありて減等するに遇うを俟ち、其の遠行するを憚る者は、再び収贖するを准せども、贖鍰は則ち仍お原擬の罪名に照し、減等の罪に照するを得ず云々」。後段部分に見られるとおり、これ以降死罪の囚に対する捐贖は、恩赦その他の理由で流刑等に減軽された場合にのみ認められ、その捐贖額は軍流罪の額ではなく、本来の死罪の額が適用された。

(39) 具体的には、捐贖額を半減させた上で、それぞれの刑種内で一等ごとに

捐贖額を変えるといった細分化が行われた。『皇朝続文献通考』巻255・刑考14・贖刑における光緒30年の記事参照。

(40)『皇朝続文献通考』巻255・刑考14・贖刑の項の序文中に、捐贖は「其の資財に利し、以て軍餉を佐(たす)くるに係ると雖も、然れども仍お立つるに限制あるは、呂刑疑罪准贖の法と、尚お相い背かず、故に止だ暫行の章程を作り、軍事定まるの後を俟ちて、仍お廃止を行い、並びに永く著して例と為すには非ず。故に律例に並びに此の条なし。乾隆以後に至りては、亦た間(ま)ま捐贖する者あると雖も、然れども必ず刑部・督撫の奏請を須(ま)ちて定奪し、擅自に給准するを得ず。其の余の尋常の罪犯は、仍お律に依りて収贖・納贖に分別して弁理す。嘉・道・咸・同四朝を歴経し、奉行して易(か)えず」とある。

(41)『清国行政法』も、「捐贖ハ以上述フル所ノ外罪情ノ特ニ酌量スヘキモノアル場合ニ其罪情ヲ上疏シ旨ヲ得テ行フ所ノ贖刑ニシテ専ラ特別ノ場合ニ於ケル特例ニ属ス故ニ前三種ノ贖刑（納贖・収贖・贖罪のこと――筆者注）ハ皆贖例ヲ以テ定メラルヽモ捐贖ハ定例ナク唯特別ノ場合ニ必要ニ応シテ之ヲ命スルコトヲ得」（第5巻188頁、傍点筆者）と述べて、『皇朝続文献通考』と同様の趣旨の見解を示している。

(42) 清代後半期における捐贖の運用実態を知る数少ない手がかりの一つが、前出の『贖罪処底檔』であるが、これは嘉慶朝前半期のわずか8年分の案件を収録しているに過ぎず、必ずしも十分とは言えない。

(43) ただし、本項目の根拠となる条例の存在は、管見の限りでは確認できない。

(44)『大清律例』巻4・名例律・贖刑条例3「各壇祠祭署奉祀祀丞・神楽観提点・協律郎・賛礼郎・司楽等の官、並びに楽舞生、及び養牲官軍、……若し詞訟を訐告し、及び人に因りて連累し、並びに一応の公錯・過誤にて罪を犯さば、律に照して納贖せしむ」。

同贖刑条例4「太常寺厨役、但(およ)そ詞訟を訐告し、過誤にて罪を犯し、及

び人に因りて連累するに係り、問して笞杖の罪名に該る者は納贖せしめ、仍お本寺に送りて役に著かしむ。徒罪以上、及び姦盗詐偽、並びに誤ありて供祀する等の項は、軽重を分かたず、倶に的決し、光禄寺に改撥して応に役すべし」。

同贖刑条例 5「僧道官、……其の公事失錯し、人に因りて連累し、及び過誤にて罪を致す者は、悉く納贖するを准し、各おの還職して僧と為し道と為す」。

(45) 後掲注（54）参照。

(46) 後掲注（52）参照。

(47)『光緒会典事例』巻 724 － 1a。また、楊一凡・田濤主編『中国珍稀法律典籍続編・第五冊・順治三年奏定律』（黒龍江人民出版社、2002 年）121 頁参照。

(48)『光緒会典事例』巻 724 － 1b。

(49)『大清律例根原』巻 1 所載の本条例の改定に関する原擬に、「又た運炭・運灰・做工等の項は、今已に行われず、倶に有力・稍有力に照して納贖せしむれば、応に運炭・運灰・做工等の字を刪去すべし」（傍点筆者）とある。

(50)『清聖祖実録』巻 36・康熙 10 年 6 月丁亥条「宗人府等の衙門、旨に遵い議覆し、嗣後王以下及び文武官の応に得べきの罪ありて処分せらるる者は、各おの其の罪の軽重を量り、罰銀を改めて罰俸と為し、一月より逓増して一年に至る。之に従う」。また、『贖刑論』も「清では康熙 10 年以後において、官員の犯罪は、ただ罰俸や降革によって、或いは律に照して発配しており、納贖することを許していない」（116 頁）と述べている。

(51)『大清律例根原』巻 1 所載の本条例の改定に関する原擬に、「其の文武官罪を犯さば、倶に罰俸・降級等の項を以て処分し、並びに納贖せしめざれば、応に文武官の字を刪去すべし」とある。

(52)『光緒会典事例』巻 724 － 4b「凡そ文武官革職せられて余罪あり、及び革職の後に另に笞杖徒流雑犯死罪あらば、倶に有力図内の数目に照して納贖せしむ。納贖する能わざる者は、無力に照して的決発落す。其れ貪贓の官役は、概ね納贖するを准さず」。

(53)『光緒会典事例』巻 724 － 2a「凡そ軍民諸色人役の審して有力なる者と、挙人・監生・生員・冠帯官とは、笞・杖・徒・流・雑犯死罪を分かたず、応に納贖するを准すべし。若し挙・監・生員人等の例として除名革役に該り、罪応に贖すべからざる者と、軍民人等の罪応に贖すべく、而れども審して無力なる者ならば、笞・杖・徒・流・雑犯死罪は、倶に律に照して的決発落す」。

(54)『光緒会典事例』巻 724 － 2a。

(55) ただし、注（43）にも述べたように、「軍民人の公罪」に対する納贖の適用に関してのみは、その根拠となる条文を見出し得ない。

(56)『光緒会典事例』巻 724 － 2b「謹んで案ずるに、……軍民諸色人役、笞・杖・徒・流・雑犯死罪を犯すあらば、現行の律例は倶に的決して発落し、並びに応に納贖を准すべきの例なし云々」。

(57)『刑法研究』29 頁および『贖刑論』147 頁参照。

(58)『刑法研究』『贖刑論』ともに、『刑案滙覧』に収録されている嘉慶 21（1816）年の説帖（『刑案滙覧』巻 1・贖刑「官員犯徒止準贖罪不准納贖」）を根拠史料として挙げているが、同説帖は、注（52）所引の条例が嘉慶 6 年に改定されたことによって、官員の革職後の徒・流・軍・遣罪の再犯について、納贖は認めず、ただ捐贖のみが認められることを指摘しているに過ぎず、この史料を以て捐贖の制度化後に直ちに納贖が適用されなくなったことの根拠とすることはできない。なお、嘉慶 6 年の改定条例の内容は以下のとおりである。『光緒会典事例』巻 724 － 4b「凡そ文武官罪を犯し、本案にて革職せらるれば、其の笞杖の軽罪は、納贖を庸うる毌れ。若し革職の後に另に笞杖の罪を犯さば、律に照して

納贖せしめ、徒流軍遣は、例に依りて発配せしむ。贖罪を呈請する者あらば、刑部が其の情節を覈(しら)べ、奏明して旨を請い定奪す。其れ貪贓の官役は、概ね納贖するを准さず」。

(59)『刑案滙覧』巻 1・贖刑「納贖流罪銀数比照総徒弁理」。

(60)「納贖諸例図」では「有力者」の総徒四年に対する納贖額を贖銀 20 両と定めており、本件の記述と一致している。

(61) もっとも、本件では皇帝の「特旨を奉じて減等して納贖」させたとあることから、三全に対して納贖が用いられたのはあくまでも特例措置であり、通常は捐贖のみが用いられ、納贖は用いられていなかったという可能性も否定できない。

(62) 滋賀秀三『中国法制史論集』(創文社、2003 年) 235 頁。

(63) 喜多三佳「清代の『罰金』と地方財政」(『法制史研究』56 号、2007 年) 101 頁参照。

(64)『清史稿』は、「而(しか)れども前明の納贖及び贖罪の諸旧例は、又た節(しばし)ば刪改するを経て、故に律贖は倶に旧に照して援用すれども、例贖は則ち多くは具文と成る」と述べている。『清史稿』巻 143・刑法 2・贖刑の項参照。また、清代の刑案史料等においても、その初期のものも含めて、管見の限り「軍民人」に納贖が適用されている具体的な事例を見出すことができない。